

日ソ戦争はスターリンが侵略者  
独ソ戦争はヒトラーが侵略者  
この区別が領土問題解決の鍵

## 目 次

- 一 中立条約違反の侵略戦争
- 二 無原因、無交渉の侵略戦争
- 三 運命のソ連修正案
- 四 フルシチヨフの迷妄
- 五 ズンキンの学的良心は麻痺
- 六 結 言

## 中立条約違反の侵略戦争

一九四五年八月八日午後五時モロトフ外相は、佐藤大使に対し、ソ連政府は八月九日午前零時から日本と戦争状態に入るとの戦争宣言を通告した。これは有効に存続

中の日ソ中立条約を破る国際法上の不法行為であるが、  
スターリンは夙にこの不法行為を犯さねば対日戦争に参加できないこと、換言すれば中立条約を破らなければ、  
対日戦争に参加できないことを知悉し、できうればこの  
不法行為の責任全部をソ連が負担することなく、米英その他の連合諸国にも分担せんと企て、七月二九日ポツ

ダム巨頭会談の機会を利用して、病と称してモロトフを代理にツルーマン大統領の許に遣わし、追々、対日戦争参加の時機が迫ってきたので、「米英その他の連合諸国が、『書面をもつて公式』にソ連に対し、日本との戦争に参加するよう『要請』してくれ」と申込ました。

この会見に立合ったバーンズ国務長官は当時の感想として「ソ連はドイツとの間にも日本と同様な不侵略条約を結んでいたが、この方はドイツ側から破つてきた。しかし今回ソ連側から中立条約（不侵略規定が含まれている）を破らんとするのであるが、アメリカとしてはソ連に日本との中立条約を破れ」と要請する立場においていたくなかった。ソ連は数ヶ月以前、日本に対し中立条約の廢棄通告を行っているが中立条約は将来なお、一年近く有効に存続するので、大統領を困惑せしめた。東ドイツにおけるソ連の行動並にポーランド、ルーマニア、ブルガリアにおけるソ連のヤルタ協定違反を知る私としては、ソ連が対日戦争に不参加を決定しても満足で

あつた。私は原爆が成功すれば、日本をアメリカの条件で降参せしめうると信じていた。私はソ連軍が満州に侵入した場合、どんなことが起るかを怖っていた。ヤルタでソ連の参戦を取極めた当時と、今日とは軍事上の情勢も全然ちがつてゐる。ローズベルト大統領と軍部の指導者たちは、ソ連の参戦を希望したが、かれらの誰一人も、ヤルタ以後のアメリカが、直面しつつある現在の困難を予想した者はなかつた」と書き残している。

ツルーマン大統領も「スターリンの提議は、あたかもソ連の参戦が対日戦争に勝利をもたらす決定的要因をなすものごとく装わんとする、皮肉な外交上の工作である。アメリカの長い苦しい勇敢な努力による戦果を、これに参加しないロシアに摘み取らせたくないなかつた。アメリカにもその他の連合諸国にも、『ソ連に日本との条約を破る理由を提供する』なんらの義務はなかつた」と當時の決意をのべてゐる。

そこで問題はいかに大統領がスターリンの要請に答え

るかを決定することであった。バーンズはコーベン参事官の発想による国連憲章を援用することに大統領の同意をえ、「ソ連としてはモスクワ四大国宣言と国連憲章の規定（一〇三条と一〇六条）の下に、平和と安全を維持するため、国際社会に代って共同行動を目当てに、現在日本と戦争状態にある他の諸大国と、協議、協力するこ

とが適當と思える」との回答を送った。しかしソ連は大統領の回答を採用しなかつたが、バーンズによると「アメリカがソ連のために国連憲章一〇三条（憲章が他の条約に優先）の存在を発見してやつたことは、ソ連の歴史家たちをして、ソ連の対日宣戦が国際的責務を厳守したものだ、とのかれらの主張を示すことを可能ならしめた」と述懐している。

なおソ連政府の戦争宣言に接した佐藤大使は、モロトフに対し「過去三年間、私は中立条約を維持することによって、日ソ間の平和を維持すべく懸命の努力を払つてきただが、今ソ連政府の宣言を聞くに及んで、深く遺憾の

意を表せざるをえない」と、間接的にソ連の中立条約違反を責めると同時に、ソ連政府の宣言には、「日本人を危険と破壊から救わんがため」とあるが、「日本人を救わんためなら日本と戦争しないに方がよいではないか」と軽く抗議したところ、モロトフは、「どうか宣言の全文からその意味を解されたい」とのみ答えた。

スタークリンが前例のない松岡外相をステイションで抱擁するジェスチャーを示してまで喜んだ中立条約も、かくして当のスタークリン自身によって弊履のごとく捨てられた。「条約はパイの皮と同様に破るためにつくられる」とのレーニンの遺訓が忠実に守られた。ツルーマン大統領は、一九五〇年二月十五日ニューヨーク・タイムズ紙のクロック記者との会見で「アメリカは過去数年間、ソ連と約四〇にも達する条約を締結したが、ソ連が履行した唯一の条約はソ連が日本との戦争に参加するとのヤルタ協定のみであった」と声明している。

### 無原因、無交渉の侵略戦争

日ソ戦争の第二の特色は、当時日ソ間には戦争に訴えて解決しなければならない紛争、その他の原因はなに一つなく、従つて開戦に先立ち普通に行わるべき交渉もなく、いきなり闘打的に行われた開戦であった。殊に日本側では「日米戦争」を終結に導く斡旋をソ連政府に依頼するため、近衛公を特使として露都に派遣する平和工作をソ連政府と交渉中であつて、佐藤大使は八月八日の呼出しも、モロトフ外相からその返事がえられるものと喜んで往訪したほどであった。

日ソ戦争がソ連にとって全く『戦争原因を欠く』純然たる侵略的または略奪的性格の戦争たることを、公式に承認している最有力な証人はスターリンその人たること

は驚くべき事実である。一九四五年二月八日午後三時半、ヤルタのリヴァディア宮殿で開かれたローズベルト

大統領とスターリン首相との正式秘密会談において、スターリンが対日戦争に参加する政治的条件を要求するに当り「もし、これらの諸条件が充足されなければ、私はヨビモロトフにとつて、ロシア人民に対し、何故、ロシアが日本との戦争に参加するかを説明するに困難なる」と明白である。ロシア人民は、ソ連の存在そのものを脅威するドイツに対する戦争は、明瞭に理解しているが、何故ロシア人民がなんら大きなトラブルをもたない日本に対する戦争にロシアが参加するかは理解しない。しかしこれらの政治的諸条件が充足さるれば、ロシア人民はロシアのナショナル・インテレストが含まれていることを理解する「またこの決定（参戦）をソ連最高会議に説明することが極めて容易になる」と主張したことがそれである。

スターリンのこの発言には些かのウソ、イツワリはなく、ソ連は日本との間に戦争に訴えねばならないトラブルをもつていなかった。「ナショナル・インテレスト」

なる理念が、無制限な侵略主義に堕落し冒瀆された、典型的の事件の最雄なるものである。

スター・リンは日本が降伏文書に調印した日に、「ロシア国民」に対し、「日露戦争でのロシア軍の敗北は国民の意識に重苦しい思い出を残した。この敗北はわが国に汚点をした。わが国民は日本が粉碎され、汚点が一掃される日のくることを信じ、それを待っていた。四〇年間われわれ古い世代の者はこの日を待っていた。そして遂にその日が訪れた。今日日本は敗北を自認し、無条件降伏文書に署名した」と声明した。「復讐」という言葉こそ使用されていないが、スター・リンにとって日ソ戦争がそれに該当する意味を疑う者はありえない。殊にヤルタ協定において「一九〇四年、日本の背信的攻撃によって侵害されたロシアの旧権利を回復する」と規定し、南権太の返還をあげていることによつて、更に日ソ戦争の復讐性を明らかにしている。

ヤルタ協定にいう「日本の背信的攻撃」とは、一九〇

四年二月九日、零時二八分、駆逐艦白雲が放つた魚雷が旅順港内のロシア戦艦に命中した事件を指すが、ロシア皇帝は二月八日既にアレキシエフ総督に「もし朝鮮の西方で日本艦隊が北緯三八度を越え北上すれば、貴下は日本からの第一撃を待つことなく日本艦隊を攻撃してよろしい」との電訓を与えている。故に日本はロシアに先制攻撃を許さなかつたのみである。

当時レーニンが発表した有名な論文によると「旅順の陥落はブルジョアを驚かしたが、プロレタリアには、喜びの原因だ。ロシアの專制政治が蒙つたこの軍事的大敗北は、ロシアの全政治制度の崩壊を意味する。旅順の陥落はツァー政権が行つた犯罪の偉大な歴史的結果である。ロシアにおける自由と、社会主義へのプロレタリア闘争との大義は、主として專制政治の軍事的敗北に依存し、促進される。この植民地戦争（日露戦争）を始めたのはロシアの專制政治であつてロシア人民ではない。不名誉な敗北を蒙つたのは、ロシアの專制政治であつて、

ロシア人民ではない。旅順の降伏はツァー降伏の前奏曲だ」とある。

レーニンのこの日露戦争観は、かれが政権獲得に成功

するや、ソ連の党と国家との基本方針に昇格し、かれの

死亡直後一九二四年五月、ソ連政府は全然自發的に「公

文」をもって「国際連盟」に対し「一九〇四年日本の水

雷艇が旅順のロシア艦隊を攻撃したことは、法律的見地

からは明らかに侵略的行為だが、政治的にいえば帝制ロシア政府の日本に対する侵略政策によって引起された行為である。日本としては、予め危険をさけるため、その反対者に最初の一撃を加えたのみとの異常にして、しかも「眞実」な通告を行つてゐる。

そこで重大問題は、前述のスターリンの日露戦争観が

ソ連政府の基本方針たるレーニンの日露戦争観と正面衝突することであるが、ハント教授（オツクスフォード大学、共産主義研究の大家）が正しく指摘する「とく、スターイン式の日露戦争観は「革命の当初から、いかなる

ボルシェビキも言いえなかつた」ことである。従つてスターリンはレーニン、党、国家の方針に背いた罪人といわざるをえない。

### 運命のソ連修正案

日ソ戦争は近代国際法の下に行われた国際法上の戦争であつて、大昔の野蛮時代の無法戦争でないことが、日ソ戦争を解釈する大前提でなければならない。満州とドイツにおけるソ連軍の大規模な組織的略奪は、近代の戦時国際法の許しえない重大な不法行為であつて、野蛮時代の戦争を想起せしめ、ソ連の歴史に大きな汚点を残している。

しかし日ソ戦争の「戦後処理」に關しては、領土の割譲、賠償の支払など、すべてソ連政府は現行国際法の原則を守り「平和条約」によつて「日本の同意と承認」を求める手続をとつてゐる。ソ連政府はサンフランシスコ

の対日平和会議に代表者を派遣し、ソ連政府の名におい

て米英両国起草の条約原案に「一三ヵ条」の修正案を提出し、うち「領土問題」に関しては「日本国は樺太南部とその隣接諸島並に千島列島に対する、ソ連の完全な主権を『承認』し、これらの地域に対するすべての権利、権原、および請求権を『放棄』する」とあった。すなわち日本の「承認」がなければ、これらの領土に対する主権がソ連に移転しないこと、並に日本がこれらの地域に対する諸権利の「放棄」に同意しない限り、ソ連はそんな諸権利を獲得しえないことを、ソ連政府自身が明白に認めていることである。

そうすることが現行国際法の「要求」する手続きであつてソ連政府は忠実にこれを守つたのである。この修正案の提出に先だちグロムイコ代表は、これら領土は既に「ソ連の主権下にある」ということく、修正案自身と正面衝突するプラフを行つてゐるが、これこそ共産主義者に共通な、平氣でウソをつく、かれらの体質から滲み出

る悪臭にすぎない。

日露戦争当時、日本は「樺太全島」を「軍事占領」していたが、ポーツマス平和条約によつてロシアの「同意」をえて「樺太南部」のみの割譲をうけた。割譲に同意したニコラス二世によると「ロシアが樺太を占有したのは、過去二〇〇年、（明治八年、千島と交換した以後）にすぎないから、樺太は眞のロシア領土に属しないものとみなしてよい」との決心であった。ソ連は今や、その樺太南部を取戻さんとしているのであるから、これを割譲した当時と同一の国際法上の手続きを、日本との間に履行するのが国際法上の要求である。

### フルシチヨフの迷妄

スターリンからフルシチヨフ時代に移り、日米間に新安保条約が成立するや、ソ連は一九六〇年四月二十二日に「日ソ間の領土問題は『当該国際諸協定』によつて決定

され、これらの諸協定は順守されなければならない」との覚書を日本に送った。

その「当該国際諸協定」の意味は明かにしていないがこれはカイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言、対日平和条約を意味し、特にヤルタ協定が中心だと解釈される。しかしヤルタ協定は対日平和会議以前、「夙にソ連がこれを破つてゐるため効力を失つてゐる」というのが協定当事者たるアメリカの主張である。ヤルタ協定は当事者以外の「いかなる連合国および日本」をも拘束しないことは、平和会議におけるダレス代表の宣言であるのみならず多くの代表者の解釈でもあった。殊にヤルタ協定の性格に関し米国政府は「単にその当事国の首脳者が共通の目標を陳述した文書にすぎず、その当事国によるなんらの最終的決定をなすものでもなく、また領土移転のいかなる法律的効果をもつものでもない」との解釈を与えている。次のカイロ宣言は米、英、中、三国間の合意であつて、中国関係の領土が主題であり、ソ連関係の

ものは全然なく、しかも三大同盟国（ソ連が後に加盟して四大同盟国）は「各自国のため利得を求めず、領土拡張の念をもたない」との重大な自制的約束が行われていることを忘れてはならない。

第三のポツダム宣言を具現した対日平和条約第二条に、日本は「千島列島と南樺太とに対する権利、権原、請求権を放棄する」とあるため、あるいはこれらの領土に關し、日本はもはや発言権をもたない、とのソ連の主張があるかも知れないが、この「放棄」は「帰属先」を規定していないのみならず、平和条約第二五一条は「この条約に署名かつ批准しない国（ソ連やインドなど）に対する権利、権原、または利益を与えるものではない。また日本のいかなる権利、権原、または利益も、この条約のいかなる規定によつても、かかる国のために減少または損傷されると、みなしてはならない」と明規している。

この規定は「条約は第三者を害せず利せず」との、国

際法の大原則（国連の国際法委員会の解釈によると、この法則の正当性は、ただ単に契約法の一般的理念に基くのみならず、国家の主権と独立に基礎をもつ）とにあら。各国の慣行、国際裁判所の判決、法学者の著書にもこの法則を認めた多数の証拠が発見される（ある）とある（日本政府としては平和条約を金科玉条として順奉する以外に途はない）。殊にこの第一五条の規定は次の（）ときアメリカ上院の決議によって明白かつ具体的に再確認されている。すなわち「対日平和条約には日本が一九四一年十二月七日（日米開戦のワシントン時間）に保有していた南樺太とその隣接諸島、千島列島、歯舞諸島、色丹島その他いかなる領土、権利、または利益に関する日本または連合諸国の権利、権原、または利益を、ソ連に有利に減少または損傷され、またそれらに関するいかなる権利、権原、または利益を、ソ連に与えるものとみなしてはならない」とあるのがそれであって、この決議はアメリカの批准書に添付されて他の締約国全部に通告されている。しかし、これら領土の「帰属先の終局的決定」は「平和条約以外の国際的解決により将来に残される」というのが平和会議におけるダレス代表の声明であった。

対日平和条約に「千島列島」(Kurile Islands)とある文字は、日本とロシアが最初に結んだ「安政条約第二条」に、日露両国の「国境」はウルップとエトロフとの中間にある（）と、「ウルップ島以北のクリル諸島」はロシアに所属とある「クリル諸島」と同一意義であり、更に「樺太・千島交換条約第二条」に「現今所領のクリル群島」具体的には「ウルップ島以北の十八島」を指すとあるクリル群島と同一意義をもち、クナシリ、エトロフの両島は含まれていない、というものが日米両国政府一致した解釈である。

何人もウラジオストックと北朝鮮が、地理的に「極東」の一部を構成することを疑う者はありえないが、日本安保条約の解釈上からすると、右の両地は、安保条約

に規定する「極東」なる地域には含まれていないのである。

したがつて国後、択捉が仮りに、地理的に、「千島列島」に含まれるとしても、対日平和条約の解釈上、これを除外することは、國際法上少しも異とするに足らないのである。

けだしこの歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島はかつて日本人以外のいかなる民族も定住せず、日本國以外のいかなる國の主權下にもなかつた、日本國固有の領土で、日本の漁民が平穏、公然、善意、無過失で住みついた土地だからであつて、カイロ宣言で言う日本が「暴力と貪欲により略取」した地域ではない。なお北海道の北辺には、国後、択捉以外にも、礼文島、利尻島、歯舞、色丹の「とき、いまだかつていかなる國からも争われたことのない、日本固有の領土たる島々が存在するが、国後と択捉はその範疇に該当する。

### ツンキンの学的良心は麻痺

ツンキン教授（モスクワ国立大学、ソ連外務省法律顧問）によると「侵略戦争の禁止は、古い國際法の革命的变化であつて、『戰争に訴える國家の権利』を排除したこととは、かかる無制限な権利から直接発生する『勝利者の権利』を消滅せしめ、その消滅はまた『征服』と、『賠償』なる制度の排除に導いた」とのべ、ソ連は建国の当初から『併合と賠償』に反対し、一九一七年十一月八日の『平和に関する法令』において、正義に叶つた民主的平和は『併合なき平和』、すなわち『外国の領土を奪わない平和、外國人民を強制的に併合しない平和』を、直ちに結ぶことを主張した」と説明している。

しかるに、自ら平和の神を装つたツンキン教授は「第二次世界大戦の結果、ドイツと日本から若干の領土を奪つたのは勝利者の権利を基礎とする、これまでの領土取得とは根本的に異なる。ドイツと日本とに対する

同盟諸国の行為は、両国が犯した侵略に対する国家の国際的法的責任の原則に基くものであつて、その法律的分類は『勝利者の権利』を基礎とする領土の取得とは完全に異なる。ここに國際平和の維持に対する新しい進歩的原則（侵略に対する責任の原則）の適用と確認が発見される」と、名を國際法に借つて、ソ連自身が負担すべき侵略戦争の罪を、逆に日本に転嫁せんとする悪宣伝を行なつてゐる。ヒトラーのドイツと日本とを、第二次大戦のあらゆる部面で同一に取扱うことが、ソ連が最も成功している悪宣伝の一である。シンキン教授はかれの著書に「ファシスト・ドイツ、帝国主義日本」と、三カ所に日本とドイツとを併記して、両国を同罪に取扱つてゐるが、「ソ連との戦争に関する限り」、ドイツと日本は全然、その立場を異にしてゐる。ドイツはソ連との不侵略条約を破つて、ソ連に攻め込んで、戦争に敗れたものだから、侵略者とよばれ領土を奪われても自業自得だが、日本の場合は全然その逆であつて、日ソ戦争はソ連

が中立条約を破つて日本に戦争を押付けた「典型的侵略戦争」であることは、既述のごとくスターリン自身承認していることである。日本の対米英戦争（三年九ヶ月間）は法律的に侵略戦争といえるが、ソ連の対日戦争（六日間）が純然たるソ連の侵略戦争たることを、ソ連自身悉知すればこそ、故意に独ソ戦争と混同させてゐるのである。日本人の「宣伝下手」がツンキン教授を誤らしているが、教授自身も「学者としての良心」を捨ててソ連の偽国策弁護は惜しむべきである。故にソ連をしてドイツと日本との立場の相異を理解せしめえない限り、日ソ間の領土問題の解決は進捗しえないと、いうのが筆者の確信である。

### 結 言

グロムイコは一九七五年十月四日の論文で「日本には、いわゆる『北方領土』に対する根拠のない権利の主

張を行なつて、ソ連との関係強化を阻害しようとする努力が活発化しているが、かかる権利主張は必ずやわが方から当然の『反撃』をうけること明白だ」と声明した。

余人はともかく、グローヴィコのこんな発言は、かれがソ連政府を代表してサンフランシスコの対日平和会議に提出した「修正案」で、樺太南部と千島列島との割譲に、日本の「同意と承認」を要求した、合理的な事実を無視するもので、かれ自身は忘却しても国際会議の記録は永久に不滅であつて、かれが全世界の面前で行つたソ連政府のかかる行為を抹殺することは許されない。

ブレジネフは、田中首相との共同声明（一九七三年十月十日）で「日ソ両国は第二次大戦からの未解決の諸問題を解決して、平和条約を締結することが両国間の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は一九七四年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した」とある。

しかし一九一四年の中ソ協定によると、ソ連は「帝政ロシアが中国と結んだ一切の条約、協定、協約、議定書、契約等を『無効』とし、平等、相互および正義を基礎とし、かつ、一九一九年と一九二〇年ソ連政府の宣言（帝政時代のロシアが中国から略取したすべての領土と特権を放棄したカラハン宣言）の『精神』に基き、新条約、新協定等をもつて、これに代えることを約束」するとあって、しかもこの約束の履行には、中ソ協定調印後一ヶ月以内に「会議」を開き、その会議の開会後「六カ月以内に完了」するとあつた。それ以来、五三年を経過している今日なお完了していない。日本はいつまで待てばよいのか。

#### 参考文献

- (1) Conferences at Malta and Yalta, 1945.
- (2) Tunkin, G. I., Theory of International Law, Harvard University press, 1974.